

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「業務推進部」にお願いいたします。

業務推進部

住 所：岐阜県下呂市森690-1

電話番号：0576-25-2009

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)



苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ苦情等相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合業務推進部へご相談ください）。

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ苦情等相談所 ((社) 全国信用組合中央協会)
住 所	〒453-0015 名古屋市東区中村区椿町3番21号	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金（除 祝日、12月29日～1月3日） 9:00～12:00,13:00～16:30	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合業務推進部またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100 - 0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100 - 0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100 - 0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:00～12:00,13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00,13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00,13:00～17:00